

安全は、基本のルールを守ることから

農薬を適正に使って、安全・安心な農産物づくり

農薬は、病害虫や雑草から農作物を守るために使う薬です。農薬ごとに決められた適用内容や注意事項を確認し、使用方法を守って適正に使いましょう。

農薬を正しく使うための確認ポイント

ポイント①

農薬登録番号

農林水産省登録
第〇〇〇〇〇号

安全性が確認された農薬登録のある薬剤を使用します。

ポイント②

適用作物

記載のない作物には
使用できません。
防除対象となる病害
虫・草を確認します。

ポイント③

使用方法

希釈倍数・使用量、使
用時期、総使用回数、
散布方法は記載されて
いる範囲で使います。

ポイント④

効果・薬害の注意

効果的な使い方、薬害
回避のための注意など
を確認します。

ポイント⑤

安全使用対策

保護具の着用、水産動植物への影響、保護管理の対策や、
有効期限などを確認します。



農薬取締法では、『食用作物、飼料作物に農薬を使用する場合は、①適用作物 ②単位面積当たりの使用量の最高限度または希釈倍数の最低限度 ③使用時期 ④総使用回数を守る、食用作物への適用がない農薬を、食用作物に使用しない』と定められています。

農薬のラベルを確認し、使用方法を必ず守りましょう。

農薬の使用状況を帳簿に記載しましょう。

農薬散布時は、圃場周辺に農薬が飛散しないように丁寧に行ない、水田農薬は農薬成分が水田外へ流出しないよう畦畔整備や止水管理を徹底します。

使用した散布器具はしっかり洗浄し、農薬の保管管理もしっかり行ないましょう。



基本を守って3つの安全

農産物 農家 環境

JAグループ

全農

※は登録商標です。

JA全農 肥料農薬部作成 JAあいち経済連版